

**総合評価落札方式（施工能力評価型）
入札説明書（共通事項）**

Ver. R8-施-3

国土交通省 近畿地方整備局

目 次

1. 公告日	1
2. 契約担当官等	1
3. 工事の概要等	1
4. 競争参加資格に関する事項	1
4.1 企業に対する要件	1
4.2 配置予定技術者に対する要件	4
5. 総合評価に関する事項	7
5.1 技術評価項目	7
5.2 総合評価の方法	7
6. 競争参加資格の確認等	8
6.1 申請書及び資料の提出	8
6.2 申請書及び資料の作成に関する質問・回答	8
6.3 同種工事の実績等の確認	8
6.4 施工計画	9
6.5 競争参加資格の確認結果	9
6.6 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明	9
6.7 その他	9
7. 見積書の提出	11
8. 入札及び開札	11
8.1 入札説明書及び図面等に対する質問・回答	11
8.2 入札及び開札の日時並びに場所等	11
8.3 入札方法等	11
8.4 工事費内訳書の提出	12
8.5 開札	13
8.6 再度入札への移行	13
8.7 施工体制確認のためのヒアリング	13
8.8 入札の無効	13
8.9 調査基準価格	14
9. 落札者の決定	14
9.1 落札者の決定方法	14
9.2 落札決定予定日	14
9.3 非落札者に対する理由の説明	14
10. 再苦情申立て	15
11. 担当部局	15

12. 関連情報を入手するための照会窓口	15
13. 配置予定技術者の確認	15
14. 別に配置を求める技術者	15
15. 工事コスト調査	15
16. 新たな工事への参入制限	16
17. 手続における交渉の有無	16
18. 入札保証金及び契約保証金	16
18.1 入札保証金	16
18.2 契約保証金	17
19. 契約書作成の要否等	17
20. 支払条件	17
21. 火災保険付保の要否	17
22. 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の 請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	17
23. 低入札価格調査を受けたものとの契約に関する事項	17
24. 契約変更の取り扱い	18
25. その他	18

用語の定義

- ・ **契約担当官等**

本入札説明書で使用している「契約担当官等」とは、支出負担行為担当官発注工事においては、「支出負担行為担当官」、分任支出負担行為担当官発注工事においては、「分任支出負担行為担当官」のことをいい、入札説明書（個別事項）2.に記載の者とする。

- ・ **予決令**

本入札説明書で使用している「予決令」とは、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）をいう。

- ・ **指名停止措置要領**

本入札説明書で使用している「指名停止措置要領」とは、工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）をいう。

- ・ **管財人**

本入札説明書で使用している「管財人」とは、民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選定された管財人をいう。

- ・ **申請書**

本入札説明書で使用している「申請書」とは、競争参加資格確認申請書をいう。

- ・ **資料**

本入札説明書で使用している「資料」とは、競争参加資格確認資料をいう。

- ・ **営業所技術者等（旧称：営業所における専任の技術者）**

本入札説明書で使用している「営業所技術者等」とは、建設業法第26条の5及び平成15年4月21日付国総建第18号「営業所における専任の技術者の取扱いについて」の要件を満たす者（営業所技術者においては主任技術者、特定営業技術者においては主任技術者又は監理技術者）をいう。

- ・ **配置予定技術者**

本入札説明書で使用している「配置予定技術者」とは、主任技術者（専任特例1号（※1）含む）又は監理技術者（専任特例1号（※1）及び2号（※2）含む）をいう。

※1：本入札説明書で使用している「専任特例1号」とは、建設業法第26条第3項第1号及び第4項の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者をいう。

※2：本入札説明書で使用している「専任特例2号」とは、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者をいう。（旧称：特例監理技術者）

- ・ **監理技術者補佐**

本入札説明書で使用している「監理技術者補佐」とは、建設業法第26条第3項第2号による監理技術者の職務を補佐する者をいう。

- ・ **経常 JV**

本入札説明書で使用している「経常 JV」とは、経常建設共同企業体をいう。

- ・ **地域 JV**

本入札説明書で使用している「地域 JV」とは、地域維持型建設共同企業体をいう。

- ・ **同種工事の実績**

本入札説明書で使用している「同種工事の実績」とは、本文 4.1.5「同種工事の実績」の要件を満たす工事の施工実績をいう。

- ・ **その他構成員の実績**

本入札説明書で使用している「その他構成員の実績」とは、本文 4.1.5「同種工事の実績」で、共同企業体（経常 JV 又は地域 JV）における代表者以外の構成員の要件を満たす工事の施工実績をいう。

- ・ **同種工事の経験**

本入札説明書で使用している「同種工事の経験」とは、本文 4.2.2「配置予定技術者の工事経験」の要件を満たす工事の経験をいう。

- ・ **低入札工事**

本入札説明書で使用している「低入札工事」とは、低入札価格調査制度調査対象工事をいう。

- ・ **コロナ通知**

本入札説明書で使用している「コロナ通知」とは、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」をいう。

- ・ **コリンズ**

本入札説明書で使用している「コリンズ」とは、工事实績情報システムをいう。

- ・ **評価値**

本入札説明書で使用している「評価値」とは、本文 5.2「総合評価の方法」によって算出された数値をいう。

- ・ **長期休暇**

本入札説明書で使用している「長期休暇」とは、1 年以上の産前・産後・育児休業、介護休業及び傷病休業をいう。

- ・ **アップロードシステム**

本入札説明書で使用している「アップロードシステム」とは、技術資料等アップロードシステムをいう。なお、操作マニュアルは下記アドレスに公開しているため参考にする

こと。

https://www.e-bisc.go.jp/pdf/sousa/kouji/upload/upsousa_j.pdf

- ・ **クラウドシステム**

本入札説明書で使用している「クラウドシステム」とは、公告した案件の入札参加希望者に対し、施工計画（又は技術提案）の作成に参考となる当該成果品の電子データを交付するシステム（JACIC クラウド）をいう。

- ・ **電子くじ**

本入札説明書で使用している「電子くじ」とは、電子入札システムにおいてくじ引きを行うことをいう。

- ・ **郵送等**

本入札説明書で使用している「郵送等」とは、郵送（書留郵便に限る）もしくは託送（書留郵便と同等のものとする。）をいう。

- ・ **休日**

本入札説明書で使用している「休日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日をいう。

- ・ **不落随契**

本入札説明書で使用している「不落随契」とは、予決令第 99 条の 2 に基づく随意契約をいう。

- ・ **WLB（ワーク・ライフ・バランス）関連認定制度**

本入札説明書で使用している「WLB（ワーク・ライフ・バランス）関連認定制度」とは、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定」、「次世代育成支援対策推進法に基づく認定」及び「青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定」の総称をいう。

総合評価落札方式（施工能力評価型）

入札説明書（共通事項）

Ver. R8-施-3

本資料は、近畿地方整備局が発注する工事のうち、価格と価格以外の要素（競争参加者の施工能力など）を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（施工能力評価型）に適用する。

入札説明書（共通事項）について、電子入札システムにより交付しているが、近畿地方整備局ホームページ（https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyousya/technical_information/gijutsukanri/nyuusatsu/index.html）にも掲載している。なお、電子入札システムによる交付は、令和 8 年度中に終了する予定である。令和 9 年度からは近畿地方整備局ホームページへの掲載のみとなる予定である。

1. 公告日 入札説明書（個別事項） によるものとする。

2. 契約担当官等 入札説明書（個別事項） によるものとする。

3. 工事の概要等 入札説明書（個別事項） によるものとする。

4. 競争参加資格に関する事項

競争参加資格者は、次のすべての事項に該当する者とする。

4.1 企業に対する要件

4.1.1 予算決算及び会計令

予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

4.1.2 一般競争（指名競争）参加資格

入札説明書（個別事項）別紙－4 によるものとする。

4.1.3 会社更生法

会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

4.1.4 建設業法に基づく許可

入札説明書（個別事項）別紙－4 によるものとする。

4.1.5 同種工事の実績

入札説明書（個別事項）別紙－4 によるものとする。

4.1.6 工事成績評定の平均点

入札説明書（個別事項）別紙－４によるものとする。

4.1.7 指名停止措置

申請書及び資料の提出期限（当該工事が二封筒事後審査型の場合は「資料の提出期限」）の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

4.1.8 新たな工事への参入制限

申請書及び資料の提出期限（当該工事が二封筒事後審査型の場合は「資料の提出期限」）の日において、低入札工事を受注したことにより、近畿地方整備局が発注する新たな工事への参入を制限されていないこと。

4.1.9 国土交通省発注工事等からの排除要請

警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

4.1.10 入札説明書等のダウンロード

入札参加希望者の代表者又は代理権限のある名義人の IC カードにより電子入札システムからダウンロードした当該工事の入札説明書及び図書等に基づき申請書及び資料を作成すること（ただし、電子記録媒体（CD-R 又は DVD-R）を下記 11 の担当部局に提出することにより電子データの交付を受け、申請書及び資料を作成した者も可とする。）。

4.1.11 共同企業体としての申請書及び資料の提出

共同企業体（経常 JV 又は地域 JV）として申請書及び資料（当該工事が二封筒事後審査型の場合は「申請書」）を提出した場合、その構成員は、単体として申請書及び資料（当該工事が二封筒事後審査型の場合は「申請書」）を提出することはできない（事業協同組合についても、同様とする。）。

4.1.12 設計業務等受託者との関連

当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

設計業務等の受託者は、入札説明書（個別事項）別紙－４によるものとする。

なお、上記受託者より合併・事業譲渡等により当該工事に係る設計業務等に関する事業を引き継いだ者は、上記受託者と同等とみなすものとする。

当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある建設業者とは、次の（１）から（３）のいずれかに該当する者である。

（１）資本関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。

- １）子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。２）において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。２）において同じ。）の関係にある場合
- ２）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、1)については、会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- 1) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

- 1) 設計業務等の受託者と建設業者の関係が、組合（共同企業体及び設計共同体を含む。）とその構成員の関係にある場合
- 2) その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

4.1.13 入札参加者間の関係

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- 1) 子会社等と親会社等の関係にある場合
- 2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12条）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- 1) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - i) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - ・会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ・会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ・会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - ・会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - ii) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - iii) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - iv) 組合の理事
 - v) その他業務を執行する者であって、i)からiv)までに掲げる者に準ずる者
- 2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

- 1) 組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合
- 2) その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

なお、（1）及び（2）については、入札書提出締切以降に基準に該当する事実が発生した場合に限り、基準該当者が提出した入札書は、無効とはならないものとする。

また、入札に至るまでに基準に該当する事実が判明し、基準該当者の一者を除く全ての基準該当者が入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはならないものとする。

4.1.14 施工計画

入札説明書（個別事項）別紙－4によるものとする。

4.1.15 アスファルト舗装工事施工体制

入札説明書（個別事項）別紙－4によるものとする。

4.1.16 工事の受注実績

入札説明書（個別事項）別紙－4によるものとする。

4.2 配置予定技術者に対する要件

4.2.1 配置予定技術者の資格等

入札説明書（個別事項）別紙－4によるものとする。

4.2.2 配置予定技術者の工事経験

入札説明書（個別事項）別紙－4によるものとする。

4.2.3 監理技術者資格者証、講習修了証

入札説明書（個別事項）別紙－4によるものとする。

4.2.4 直接的かつ恒常的な雇用関係

入札説明書（個別事項）別紙－4によるものとする。

4.2.5 在籍出向者

入札説明書（個別事項）別紙－4によるものとする。

4.2.6 配置予定技術者を配置できない場合の措置

入札説明書（個別事項）別紙－4によるものとする。

4.2.7 営業所技術者等の配置

- ①当該工事において、営業所技術者等の配置を予定していない場合
 - ・様式3の営業所技術者等の従事状況等の欄に有無を明記し、「有」の場合は営業所に専任の技術者として従事（常勤）する期間等を記載すること。

- ②当該工事において、営業所技術者等の配置を予定している場合

- ・営業所技術者等（営業所技術者においては主任技術者、特定営業技術者においては主任技術者又は監理技術者）の配置を行う場合は、下記の（１）～（３）のいずれかの要件を全て満たさなければならない。なお、詳細な運用は「監理技術者制度運用マニュアル」による。

（１）主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がある建設工事の場合（建設業法第 26 条の 5）

- a) 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- b) 兼ねる建設工事の数は、1 以下であること。
- c) 各建設工事の請負代金の額が、1 億円未満（建築一式工事の場合は 2 億円未満）であること。
- d) 営業所から当該工事現場間の距離が、同一の主任技術者又は監理技術者がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、営業所から当該工事現場との間の移動時間（片道）がおおむね 2 時間以内であること。
- e) 当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が 3 を超えていないこと。
- f) 当該建設工事に置かれる主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を当該建設工事に置いていること。なお、当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し 1 年以上の実務の経験を有する者を当該工事現場に置くこと。
- g) 当該工事現場の施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
- h) 当該建設工事を請け負った建設業者が、監理技術者運用マニュアルに掲げる事項（三（２）①６））を記載した人員の配置の計画書を作成し、工事現場毎に備え置くこと。
- i) 主任技術者又は監理技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
- j) 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

（２）主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がない建設工事の場合（営業所と工事現場が近接している場合）（平成 15 年 4 月 21 日付国総建第 18 号「営業所における専任の技術者の取扱いについて」）

- a) 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- b) 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接していること。
- c) 当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。
- d) 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

（３）主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がない建設工事の場合（上記（２）の場合以外）

- a) 上記（１）の要件を全て満たすこと（c）は除く。

- ・専任特例 1 号又は 2 号の場合の監理技術者及び専任特例 1 号の場合の主任技術者を活用する場合の併用はできない。また、上記（１）～（３）の併用はできない。
- ・現場の安全管理体制について、平成 7 年 4 月 21 日付基発第 267 号の 2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。
- ・営業所とは建設業法第三条第一項に定めるものをいう。
- ・様式 3 の営業所技術者等の従事状況等の欄にレ又は■を記載すること及び、営業所技術者等として従事（常勤）する期間等を記載すること。なお、工事契約後も、継続して従事する場合は、終了日を「当面の間」と記載すること。また、様式 3 の「兼任（営業所技術者等と主任技術者又は監理技術者として兼任予定）」のチェック欄にレ又は■を記載すること。また、申請時において、上記（１）～（３）を証明する書類の写しの添付は不要とする。

4.2.8 専任特例 1 号の場合の主任技術者又は監理技術者の配置

- ・当該工事において、専任特例 1 号の場合の主任技術者又は監理技術者の配置を予定している場合は、下の（１）から（８）までの要件を全て満たさなければならない。なお、詳細な運用は「監理技術者制度運用マニュアル」による。
- （１）各建設工事の請負代金の額が、1 億円未満（建築一式工事の場合は 2 億円未満）であること。なお、工事途中において、請負代金の額が 1 億円（建築一式工事の場合は 2 億円）以上となった場合には、それ以降は専任特例を活用できず、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。
- （２）建設工事の工事現場間の距離が、同一の主任技術者又は監理技術者がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場ととの間の移動時間（片道）がおおむね 2 時間以内であること。
- （３）当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が 3 を超えていないこと。なお、工事途中において、下請次数が 3 を超えた場合には、それ以降は専任特例を活用できず、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。
- （４）当該建設工事に置かれる主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を当該建設工事に置いていること。なお、当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し 1 年以上の実務の経験を有する者を当該工事現場に置くこと。
- （５）当該工事現場の施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
- （６）当該建設工事を請け負った建設業者が、監理技術者運用マニュアルに掲げる事項（三（２）① 6））を記載した人員の配置の計画書を作成し、工事現場毎に備え置くこと。
- （７）主任技術者又は監理技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。

(8) 兼務する建設工事の数は、2を超えないこと。

- ・同一の主任技術者又は監理技術者が、専任特例1号を活用した工事現場と専任特例2号を活用した工事現場を兼務することはできない。
- ・現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。
- ・専任特例1号の配置を予定する場合は、様式3の「兼任（専任特例1号の場合による主任技術者又は監理技術者として兼任予定）」のチェック欄にレ又は■を記載すること。なお、申請時において、それらを証明する書類の写しの添付は不要とする。
- ・また、専任特例1号の場合の主任技術者又は監理技術者として配置予定を行わないと申請した場合でも、契約後に専任特例1号の場合の主任技術者又は監理技術者として配置することを認める。

4.2.9 専任特例2号の場合の監理技術者の配置

入札説明書（個別事項）別紙－4によるものとする。

5. 総合評価に関する事項

当該工事の予定価格が1千万円以上の場合は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式とする。

また、当該工事の予定価格が1千万円未満の場合は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式とする。

5.1 技術評価項目

入札説明書（個別事項）によるものとする。

5.2 総合評価の方法

(1) 予定価格が1千万円以上の場合、下記のとおり評価を行う。

1) 標準点

当該工事について入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点 100 点を与える。

2) 加算点及び施工体制評価点

技術評価項目について、入札説明書（個別事項）で定めるところにより加算点及び施工体制評価点を与える。

なお、入札参加者の申込みに係る価格（当該工事の施工を行うにあたりコスト削減の達成が可能となること及びその削減金額を下記8.7「施工体制確認のためのヒアリング」の資料において明らかにしたときは、コスト削減金額として近畿地方整備局長が認めた金額を当該入札参加者の申込みに係る価格に加えた価格）から業務委託料に100分の110を乗じた金額を差し引いた額が下請業者における赤字の発生及び工事成績評定における低評価が顕著に

なるなど品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格（予定価格の算定の前提とした各費用項目毎の金額において、直接工事費の 90%、共通仮設費の 80%、現場管理費の 80%、一般管理費等の 30%の合計額に 100 分の 110 を乗じた額。ただし、業務委託料を含まない。）に満たない場合は、審査を特に重点的に行う。

3) 評価方法

価格及び価格以外の要素としての技術評価項目に係る総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、入札説明書（個別事項）により得られる標準点、加算点及び施工体制評価点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

(2) 予定価格が 1 千万円未満の場合、下記のとおり評価を行う。

1) 標準点

当該工事について入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点 100 点を与える。

2) 加算点

技術評価項目について、入札説明書（個別事項）で定めるところにより加算点を与える。

3) 評価方法

価格及び価格以外の要素としての技術評価項目に係る総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、入札説明書（個別事項）により得られる標準点及び加算点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

6. 競争参加資格の確認等

6.1 申請書及び資料の提出

入札説明書（個別事項）によるものとする。

6.2 申請書及び資料の作成に関する質問・回答

申請書及び資料の作成に関する質問がある場合においては、次により提出すること。

(1) 提出期間：入札説明書（個別事項）別表 1に記載のとおり。

(2) 提出先：入札説明書（個別事項）別表 1に記載のとおり。

(3) 提出方法：入札説明書（個別事項）別表 1に記載のとおり。

なお、質問に対する回答は、下記（4）の期間、電子入札システム及び下記（5）の場所において閲覧に供する。

(4) 期間：入札説明書（個別事項）別表 1に記載のとおり。

(5) 場所：入札説明書（個別事項）別表 1に記載のとおり。

6.3 同種工事の実績等の確認

上記 4.1.5 に掲げる同種工事の実績及びその他構成員の実績並びに上記 4.2.2 に掲げる配置予定技術者の同種工事の経験の確認にあたっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあつては、我が国における上記 4.1.5 に掲げる同種工事の実績及びその他構成員の実績並

びに上記 4.2.2 に掲げる配置予定技術者の同種工事の経験をもって行う。

6.4 施工計画

6.4.1 施工計画に対するヒアリング

入札説明書（個別事項） によるものとする。

6.4.2 施工計画の作成に係る資料の交付

入札説明書（個別事項） によるものとする。

6.5 競争参加資格の確認結果

入札説明書（個別事項） によるものとする。

6.6 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次により説明を求めることができる。
 - 1) 提出期間：入札説明書（個別事項）別表 1 に記載のとおり。
 - 2) 提出先：入札説明書（個別事項）別表 1 に記載のとおり。
 - 3) 提出方法：入札説明書（個別事項）別表 1 に記載のとおり。
- (2) 契約担当官等は、説明を求められたときは、入札説明書（個別事項）別表 1 に記載の日までに説明を求めた者に対し電子入札システム（書面による説明要求の場合は、書面）により回答する。

6.7 その他

- (1) 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 契約担当官等は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- (3) 資料提出期限の日までに提出された申請書及び資料は、返却しない。
- (4) 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

なお、内容の証明として競争参加申請者が提出する資料が、競争参加申請者の記載内容から判断して、明らかに提出漏れと判断できる場合、競争参加資格の確認を行うことを目的に、競争参加申請者に対し確認（問い合わせ）及び追加で資料等の提出を求める場合がある。また、発注者が作成し配布する提出様式の一部又は全部が提出されていない、又は記載すべき事項の誤記及び記載漏れについては、確認の対象としない。
- (5) 申請書及び資料に関する問い合わせ先
下記 11 に同じ。
- (6) 電子入札システムにより申請書及び資料を提出する場合、原則としてアップロードシステムを使用して提出すること。

アプリケーションソフト及び保存するファイルの形式は次のいずれかとする。ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないものとする。

使用アプリケーション	保存するファイル形式
文書作成ソフト	*.jtd 、*.j*w 、*.doc、*.docx 上記と互換性のあるものに限る

表計算ソフト	*.xls, *.xlsx 上記と互換性のあるものに限る
その他のアプリケーション	PDFファイル (*.pdf) ※A3又はA4に限る 画像ファイル (JPEG形式又はGIF形式) 上記に加え特別に認めたファイル形式

申請書類が複数ある場合は、アップロードシステムを使用して 10MB を上限に 10 ファイル以内（圧縮ファイルでもよい。この場合、LZH 形式又は ZIP 形式のものに限る。）にまとめるものとする。契約書の写し等の添付書類については、スキャナーで読み込み本文に貼り付けるか、申請様式とともに 1 つの圧縮ファイルにまとめること。

ファイル容量が 10MB 以内に納まらない場合の提出方法は下記①又は②のとおりとする。

①当該工事が支出負担行為担当官発注の場合

・書面により、申請書及び資料の提出期限までに持参すること。

②当該工事が分任支出負担行為担当官発注の場合

・申請様式のみアップロードシステムを使用して提出し、その他の添付資料については、書面又は電子記録媒体（CD-R 又は DVD-R）により、資料の提出期限までに持参もしくは郵送等により提出すること。ただし、持参又は郵送等による場合は、持参又は郵送等により提出する資料の種類を記載した書類（様式自由）を電子入札システムで提出すること。

(7) 入札説明書（個別事項）別紙－4 において、施工計画の提出を求める工事における施工計画（様式 4）の提出方法は下記①又は②によるものとする。

①当該工事が支出負担行為担当官発注の場合

・様式 4 については、施工計画の審査を行う際に用いるため、文書作成ソフトで作成したオリジナルデータを申請書及び資料とともにアップロードシステムを使用して提出すること。

なお、持参により提出する場合は、文書作成ソフトで作成したオリジナルデータを保存した電子記録媒体（CD-R 又は DVD-R）を書面とともに提出すること。

②当該工事が分任支出負担行為担当官発注の場合

・施工計画に係る採否に用いるため、上記（6）で提出するデータとは別に、文書作成ソフト、表計算ソフトのいずれかのアプリケーションで作成した様式 4 のデータを提出すること。また、圧縮してもファイル容量が 10MB 以内に納まらず資料を持参又は郵送等により提出する場合も文書作成ソフト、表計算ソフトのいずれかのアプリケーションで作成した様式 4 のデータを電子記録媒体（CD-R 又は DVD-R）で提出すること。

なお、上記（6）において提出する資料が文書作成ソフト、表計算ソフトのいずれかのアプリケーションで作成したデータである場合は、別途作成する必要はない。

(8) 分任支出負担行為担当官発注の工事の場合は、申請書及び資料のファイル容量（当該工事が二封筒事後審査型の場合は「資料のファイル容量」）が 10MB 以内に納まらず、資料を持参又は郵送等により提出する場合の提出先は入札説明書（個別事項）6.1（2）（当該工事が二封筒事後審査型の場合は入札説明書（個別事項）6.1②（2））の紙入札方式による場合と同じ。

7. 見積書の提出

入札説明書（個別事項）によるものとする。

8. 入札及び開札

8.1 入札説明書及び図面等に対する質問・回答

(1) 入札説明書及び図面等に対する質問がある場合においては、次に従い、電子入札システムにより提出すること。

なお、質問する際には、「見積参考資料」、「図面」、「特記仕様書」、「土木工事標準積算基準書」など設計図書等の内容を十分確認するものとし、設計図書等により確認できる内容の質問については、回答を行わない場合がある。

1) 提出期間：入札説明書（個別事項）別表1に記載のとおり。

2) 提出先：入札説明書（個別事項）別表1に記載のとおり。

3) 提出方法：入札説明書（個別事項）別表1に記載のとおり。

なお、よくある質問への回答については、「質問回答例示集」として下記アドレスに公開しているため参考にする。

URL:https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyousya/technical_information/gijutsukanri/index.html

(2) 上記(1)の質問に対する回答は、下記1)の期間、電子入札システム及び下記2)の場所において閲覧に供する。

1) 期間：入札説明書（個別事項）別表1に記載のとおり。

2) 場所：入札説明書（個別事項）別表1に記載のとおり。

8.2 入札及び開札の日時並びに場所等

(1) 入札及び開札の日時：入札説明書（個別事項）別表1に記載のとおり。

(2) 場所：入札説明書（個別事項）別表1に記載のとおり。

(3) 競争入札の執行にあたっては、紙入札方式による入札の場合、契約担当官等により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。入札参加者が紙入札方式による入札を行う場合には、当該紙入札方式による入札参加者は開札時に立ち会うことが必要である。紙入札方式による入札参加者が1回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙入札方式による入札は有効として取り扱われるが、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱うものとする。電子入札の場合は、当該通知書の写しは不要である。

8.3 入札方法等

(1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合、入札書を持参することもできる。郵送等又は電送（ファクシミリ）による入札は認めない。

(2) 入札にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の

110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 入札執行回数は、原則 2 回を限度とする。
- (4) 不落随契に移行する場合があります、その有無は入札説明書（個別事項）によるものとする。なお、不落随契に伴う見積依頼は、2 回目の入札を行った者に対して行うものとし、詳細は別途通知することとする。

8.4 工事費内訳書の提出

- (1) 第 1 回の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。電子入札の場合は、入札書に工事費内訳書ファイルを添付し同時送付すること。

なお、紙入札方式により入札書を持参する場合、工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。

- (2) 工事費内訳書の様式は、様式6とする。工事費内訳書の内容は、数量総括表に掲げる工事区分、各工種、種別、細別に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を少なくとも表示したもの（様式6）。また、材料費及び労務費並びに法定福利費（建設工事に従事する労働者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成二十八年法律第百十一号）第十条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）及び建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金（以下「法定福利費等」という。）を明記すること。

電子入札の場合、入札書に添付し同時送付する工事費内訳書とは別に、表計算ソフトで作成したデータを併せて送付すること。なお、同時送付する工事費内訳書が表計算ソフトで作成したデータである場合は、別途添付する必要はない。

- (3) 施工体制確認型総合評価落札方式を行う場合、工事費内訳書は、価格以外の要素としての技術評価項目の内容が示された入札書の参考図書として提出を求めるものであり、入札説明書（個別事項）別表 1に記載の入札期限までに、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書が提出されないときは、第 1 回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出が上記（1）に違反して行われず、別冊近畿地方整備局競争契約入札心得第 6 条第 1 項第 5 号に該当するものとして入札を無効とする場合を除き、価格以外の要素として提示された性能等の審査を行うことなく施工体制評価点を 0 点とするとともに、加算点についても 0 点とする場合がある。
- (4) 入札後、入札業者が不良・不適格な業者と疑われるに至った場合及び低入札価格調査を行う場合並びに当該工事において談合があると疑うに足る事実があると認められた場合においては、提出された工事費内訳書の内容を確認する。なお、談合があると疑うに足る事実があると認められた場合には、必要に応じ工事費内訳書を公正取引委員会に提出する。
- (5) 工事費内訳書は返却しない。
- (6) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。
- (7) 入札参加者は記名及び押印又は「責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の追記（電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合を除く。）を行った工事費内訳書を提出しなければならず、契約担当官等（これらの者の補助者を含む。）が提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。また、工事費内訳書が、入札説明書（個別事項）別表 2 各項のいずれかに該当するものについては、別冊近畿

地方整備局競争契約入札心得第6条第1項第5号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。

8.5 開札

電子入札システム以外の方法による入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

8.6 再度入札への移行

第1回目の入札において落札者がいない場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札、紙入札方式による持参が混在する場合があるため、発注者から指示する。開札時間から30分後を目途に発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。開札処理に時間を要し、予定時間を超えるようであれば、発注者から連絡する。

8.7 施工体制確認のためのヒアリング

予定価格が1千万円以上の場合は、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをしたすべての入札参加者に対して、どのように施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、開札後速やかに、ヒアリングを実施する。

なお、予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをした入札参加者のうち、施工計画、入札書、工事費内訳書の内容により、施工内容の実現確実性の向上につながる事が十分に確認できると認められる場合は、ヒアリングを実施しないことがある。

また、申込みに係る価格が予決令第85条に基づく調査基準価格（別紙-3を参照）に満たない者及び調査基準価格以上であっても、申込みに係る価格の内訳が予定価格の内訳の一定割合以下の場合は、必要に応じて、ヒアリングのための追加資料を求める。追加資料の提出は持参するものとする。ヒアリング対象者である旨の連絡及び追加資料を提出すべき旨の連絡は、開札の後、入札説明書（個別事項）別表1に記載の日までに連絡するものとする。

別紙-3について、近畿地方整備局ホームページ（https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyousya/technical_information/gijutsukanri/nyuusatsu/index.html）に掲載している。

- 1) 日 時： 入札説明書（個別事項）別表1に記載のとおり。
- 2) 場 所： 入札説明書（個別事項）別表1に記載のとおり。
- 3) 追加資料の提出期限： 入札説明書（個別事項）別表1に記載のとおり。
- 4) 追加資料の提出先： 入札説明書（個別事項）別表1に記載のとおり。
- 5) その他： 入札参加者別のヒアリング日時については、追って連絡する。ヒアリングへの出席者には、配置予定技術者（複数の候補者としている場合はいずれか1名）を必ず含め、資料の説明が可能な者をあわせ、最大で3名以内とする。追加資料の提出を行わない場合及びヒアリングに応じない場合は、入札に関する条件に違反した入札として無効とする。
審査方法の概要は、別紙-3のとおり。

8.8 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者が行った入札並びに別冊現場説明書及び別冊近畿地方整備局競争契約入札心得において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を

行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、入札の時ににおいて上記 4 に掲げる資格のない者及び開札の時ににおいて上記 4 に掲げる資格（ただし、資本関係又は人的関係に係る規定を除く）のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

8.9 調査基準価格

入札説明書（個別事項）によるものとする。

9. 落札者の決定

9.1 落札者の決定方法

- (1) 予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者としてすることがある。
- (2) 予定価格が 1 千万円以上の場合で、落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合は、別紙-3 のとおり、予決令第 86 条の調査を行うものとする。
- (3) 上記において、評価値の最も高い者が 2 人以上あるときは、電子くじを実施し、落札者を決定する。

電子くじの実施には任意で設定した 3 桁（000～999）の電子くじ番号が必要となることから、入札書提出時に電子くじ番号を入力すること。また、紙入札方式による参加者は、「紙入札方式承諾願」に任意の電子くじ番号を記載して提出すること。

なお、評価値の最も高い者が紙入札方式による参加者のみであった場合は、都合により紙くじで実施する場合がある。

9.2 落札決定予定日

入札説明書（個別事項）によるものとする。

9.3 非落札者に対する理由の説明

- (1) 非落札者は、契約担当官等に対して非落札理由について、次により説明を求めることができる。
 - 1) 提出期間：入札説明書（個別事項）別表 1に記載のとおり。
 - 2) 提出先：入札説明書（個別事項）別表 1に記載のとおり。
 - 3) 提出方法：入札説明書（個別事項）別表 1に記載のとおり。
- (2) 契約担当官等は、説明を求められたときは、入札説明書（個別事項）別表 1に記載の日までに説明を求めた者に対し電子入札システム（書面による説明要求の場合は、書面）により回答する。

10. 再苦情申立て

- (1) 6.6 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明又は 9.3 非落札者に対する理由の説明を受けた者で、当該理由について不服がある者は、説明を受けた日から 7 日（休日を除く。）以内に書面により近畿地方整備局長に対して再苦情を申し立てることができる。
- (2) 再苦情申立ての受付窓口は次のとおりである。なお、受付は、休日を除く毎日、午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分まで。

大阪府大阪市中央区大手前 3-1-41 大手前合同庁舎
近畿地方整備局 主任監査官
電話 06-6942-1141（代）

11. 担当部局

入札説明書（個別事項） によるものとする。

12. 関連情報を入手するための照会窓口

上記 11 に同じ。

13. 配置予定技術者の確認

落札者決定後、コリンズ等により配置予定技術者（その他の構成員の配置予定技術者を含む）の専任制違反の事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。なお、病気・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書及び資料の差し替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、上記 4.2 に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

14. 別に配置を求める技術者

入札説明書（個別事項） によるものとする。

15. 工事コスト調査

調査基準価格を下回った価格で契約する場合は、工事完成後に工事コスト調査を実施する。工事コスト調査に係る資料は、工事完成後 30 日以内に提出するものとし、提出されない場合や虚偽の記載が判明した場合は、工事成績評定点を 10 点減点し、さらに工事実績として認めない。

また、下請業者にしわ寄せが判明した場合や、記載内容に誤り・齟齬・乖離が判明した場合は、その程度に応じて 8 点から 3 点の範囲で工事成績評定点を減ずる。

なお、調査結果については発注者において公表するものとする。

16. 新たな工事への参入制限

入札説明書（個別事項）によるものとする。

17. 手続における交渉の有無

無

18. 入札保証金及び契約保証金

18.1 入札保証金

入札説明書（個別事項）において、「納付」としている場合は、下記によるものとする。

利付国債の提供（取扱官庁 近畿地方整備局）又は銀行等の保証（取扱官庁 近畿地方整備局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。

また、入札保証保険契約の締結を行い又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

入札保証金の金額等（国債の総額、銀行等の保証に係る保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。以下同じ。）は、見積金額の100分の5以上とし、期限までに入札保証金の納付等（入札保証金の納付に代わる担保としての国債又は銀行等の保証の提供及び入札保証金の全部が免除される入札保証保険契約の締結又は銀行等もしくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）（以下「金融機関等」という。）の契約保証の予約を含む。以下同じ。）を行わない者及び入札保証金の納付等に係る書類（以下「書類」という。）を提出しない者並びに入札保証金の金額等が入札金額（税込み）（入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。以下同じ。）の100分の5に満たない者又は金融機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額が入札金額（税込み）に満たない者もしくは保証金額が入札金額（税込み）の100分の10に満たない者は、入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。

また、入札保証金の納付等又はそれに係る書類が、入札説明書（個別事項）別表3各号に掲げる場合に該当するものについては、別冊近畿地方整備局競争契約入札心得第6条第1項第11号に該当する入札として、原則として当該入札保証金を納付した入札参加者の入札を無効とする。

なお、利付国債の提供の場合は担保の提供が完了するまでには、振替手続等相応の日数を要するため、予め取引先の銀行・証券会社等に相談のうえ、期限から十分余裕を持って手続すること。

（1）提出期間：入札説明書（個別事項）別表1に記載のとおり。

（2）提出場所：入札説明書（個別事項）別表1に記載のとおり。

（3）提出方法：入札説明書（個別事項）別表1に記載のとおり。

（4）保証期間：入札説明書（個別事項）別表1に記載のとおり。

（5）その他：入札保証金の納付等及び書類の提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。

予決令第86条第1項に定める調査を実施する場合の増額変更の取扱いについて、金

融機関等の契約保証の予約を受けたことにより入札保証金を免除された者（書類において予約に係る保証金額が明記されている場合に限る。）であって、予決令第 86 条第 1 項に定める調査の対象となった者は、契約担当官等が別途定める日までに、予約に係る保証金額が入札金額（税込み）の 100 分の 30 以上となるよう、金融機関等の契約保証の予約に係る保証金額の増額変更を行うこと。

なお、期限までに増額変更を行わなかった場合には、入札に関する条件に違反したものととして、その入札を無効とする。

18.2 契約保証金

保管金の取扱店は、入札説明書（個別事項）によるものとする。

契約保証金の額は、請負代金額の 10 分の 1 以上とする。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 近畿地方整備局）又は金融機関もしくは保証事業会社の保証（取扱官庁 近畿地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

余裕期間制度（発注者指定方式、任意着手方式又はフレックス方式）の場合、契約保証期間は、契約締結日の翌日から工期末日までを含むものとする。

19. 契約書作成の要否等

入札説明書（個別事項）によるものとする。

20. 支払条件

入札説明書（個別事項）によるものとする。

21. 火災保険付保の要否

入札説明書（個別事項）によるものとする。

22. 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

入札説明書（個別事項）において、「有」としている場合は、下記によるものとする。

当該工事について調査基準価格を下回った価格で契約する場合においては、当該工事で単価等の合意を行い、後工事に係る随意契約を行う場合は当該工事で合意した単価等を後工事の積算で使用するものとする。

23. 低入札価格調査を受けたものとの契約に関する事項

低入札価格調査を受けたものとの契約に関しては次のとおり取扱うものとする。

（1）契約保証の額を請負代金額の 10 分の 3 以上とする。

- (2) 契約書第 54 条第 2 項の違約金を請負代金額の 10 分の 3 に相当する額とする。
- (3) 前金払の割合を請負代金額の 10 分の 2 以内とする。

24. 契約変更の取り扱い

- (1) 不可抗力（地震、風水害等）によって地形が変化し数量に変更があった場合は、発注者と受注者の協議のうえ発注者が認めたものについては変更の対象とする。
- (2) 現場条件、関係機関との協議、社会的条件（地元対応等）によって新たな対策や施工体制の変更が生じた場合には、発注者と受注者の協議のうえ発注者が認めたものについては変更の対象とする。
- (3) 入札説明書（個別事項）別紙－4 で施工計画の提出を求める場合は、記述された留意点及び検討事項は受注後の施工計画書に反映することとし、検討の実施を確認するが、請負代金額の変更は行わない。なお、記述内容については施工計画書作成時に修正を求める場合がある。

施工計画において記述された検討事項について、検討を実施した結果に基づく対策を実施するか否かは監督職員と協議のうえ決定する。

検討事項に現地での具体の対策を記述した場合、入札にあたりその費用は含まないこと。なお、記述された内容を実施するか否かは監督職員と協議のうえ、決定する。

25. その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊近畿地方整備局競争契約入札心得及び別冊契約書案を熟読し、近畿地方整備局競争契約入札心得を遵守すること。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 受注者の責により提案された技術評価項目が履行されない場合は、契約違反行為に該当することから、指名停止等の措置を講じることがある。
- (5) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知書又は受付票を送信者に発行するので確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取り扱いを受ける場合がある。
- (6) 低入札工事に対して、下請業者との契約状況、下請代金の支払い状況等の確認のため、下請業者も含め緊急立入り調査を実施する場合がある。

調査の結果、改善が必要な場合は、建設業法に基づく勧告、監督処分等の措置を講じるほか、必要に応じて関係機関への通報を行う。

- (7) 電子入札システムは休日を除く毎日、午前 8 時 30 分から午後 6 時 00 分まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、国土交通省電子入札システムホームページ「ヘルプデスク」コーナーの「緊急連絡情報」で公開する。

国土交通省電子入札システムホームページアドレス <https://www.e-bisc.go.jp>

- (8) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

- 1) システム操作・接続確認等の問い合わせ先

国土交通省電子入札システムヘルプデスク（休日を除く毎日、午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで）電話 03-6633-7118

国土交通省電子入札システムホームページアドレス <https://www.e-bisc.go.jp>

2) IC カードの不具合等発生時の問い合わせ先

各電子認証局に問い合わせること。

ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、上記 11 の担当部局へ連絡すること。

- (9) 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和 4 年 9 月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

(10) 企業の社名変更について

入札説明書（個別事項） によるものとする。

以 上